

令和7年6月10日  
北海道開発局

## 指名停止措置を行いました ～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、一般社団法人北海道開発経済産業整備機構に対し、契約締結を辞退したことから指名停止3か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

一般社団法人北海道開発経済産業整備機構は、令和7年5月22日に開札した、釧路開発建設部発注の「62409 釧路道路事務所外 維持除雪機械整備状況確認」の落札者となりましたが、入札金額を誤ったことを理由に契約締結を辞退したことから、指名停止措置を行うものです。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
一般社団法人北海道開発経済産業整備機構	北海道札幌市清田区里塚二条2丁目7番12号

2. 指名停止措置期間：令和7年6月10日～令和7年9月9日（3か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 五十嵐 輝（内線5703）

開発監理部 会計課 上席専門官 小川 英人（内線5833）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>